

重要事項説明書（R6.6）

「第1号訪問事業【訪問型サービス（従前相当）】」

1. 事業者

株式会社JAゆうハート（本社住所）滋賀県甲賀市水口町牛飼620-3

2. 事業の目的と運営方針

（目的）

介護支援が必要と認定されたご利用者の予防ケアプランに基づき、当事業所の介護職員等による第1号訪問事業【訪問型サービス（従前相当）】を実施します。介護職員等は介護支援が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、利用者の自立を支援するとともに、生活の質の向上にはかり、家族と安心して日常生活を営むことができるよう支援を行います。

（方針）

- ご利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- ご利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

3. サービス提供事業

事業所名	JAゆうハート水口ヘルパーステーション	
介護保険事業所番号	2571400676号	
住 所	滋賀県甲賀市水口町新城 520	
管理者名・連絡電話番号	宮地 綾子	TEL 0748-65-5650
サービス提供地域	甲賀市	

4. 職員体制

職 種	員 数
管理者	1人（常勤兼務）
サービス提供責任者	3人以上
訪問介護員	3人以上
事務員	1人（常勤兼務）

5. 営業日・営業時間

営業日は、年末年始（12/31～1/3）を除く毎日です。営業時間は以下の通りです。

平日	土曜日	休祭日
7:00～21:00	7:00～21:00	7:00～21:00

※台風その他自然災害等により、やむを得ず利用時間の変更又は中止させて頂くことがあります。

6. サービス利用基本料金および利用者負担

(1) 第1号訪問事業（甲賀市）

利用料の額は、介護保険負担割合証に記載された割合の額を負担していただきます。

	訪問型サービス 従前相当 訪問Ⅰ	訪問型サービス 従前相当 訪問Ⅱ	訪問型サービス 従前相当 訪問Ⅲ
利用回数 (1週間あたり)	1回	2回	3回
利用者負担額 (1月あたり)	1,226円 (2,451円) 【3,676円】	2,448円 (4,896円) 【7,343円】	3,884円 (7,767円) 【11,651円】
初回加算	209円(417円)【626円】/月		
介護職処遇改善加算Ⅰ	1月の利用料金の24.5%<基本料金+初回加算>		

※自己負担割合が2割の場合は（ ）、3割の場合は【 】の金額になります。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

(2) その他自己負担（介護保険給付対象外）

①通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は次の金額を徴収します。

通常の実施地域境界から往復1km未満は30円（税込33円）、1km以上は1km当たり30円（税込33円）

②複写物を交付する場合 1枚当たり10円（税込11円）

(3) 介護保険給付限度額超過の場合

要支援度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(4) 利用者負担金等の支払

利用者負担金等は、1カ月ごとにまとめて請求しますので、翌月25日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者へ支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（9割または8割または7割）を受けとることになります。

支払方法	支払要件等
口座引き落とし①	甲賀農協（振替日：翌月20日）
口座引き落とし②	滋賀銀行、関西みらい銀行、滋賀県信用組合、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県内農協、近畿労働金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、大垣共立銀行、京都信用金庫 （振替日：翌月23日）
銀行振り込み	甲賀農協 本所 普通口座 0087062 カブシキガイシャ J Aユウハート ダイヒョウトリシマリヤク イケムラ タダシ 株式会社 J Aゆうハート 代表取締役 池村 正

(5) 利用日の中止・変更

利用者がサービスの利用日を中止・変更するなどの場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	TEL：0748-65-5650
----------	------------------

7. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所 相談窓口	TEL	対応者（サービス提供責任者）
甲賀市役所 長寿福祉課	TEL：0748-69-2165	
国民健康保険団体連合会	TEL：077-510-6605	

8. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、介護予防支援専門等へ連絡をいたします。

9. 虐待防止

人権の擁護・虐待の防止のために責任者を選定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 責任者：管理者

- ① 人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ② ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ③ 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

10. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、事業の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画

に従って必要な措置を講じます。

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1. 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 身体拘束等適正化のための指針を整備し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を実施する等の措置を講じます。
- ② 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. 第三者評価の実施状況

実施の有無 無

1 3. ご利用時に起こり得る事象の留意事項

- ①職員はご利用者に危険が及ばないように十分配慮致しますが、常時見守りや付添ができるものではありません。そのため、不慮の事故（歩行時の転倒・ベッドや車いすからの転落など）が起こる可能性があります。
 - ②当事業所では原則的に身体拘束は行いません。そのため、転倒・転落などによる事故の可能性がります。
 - ③高齢であることにより、脳や内臓の疾患などから、急変・急死される場合があります。
 - ④高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する可能性があります。
 - ⑤高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも皮膚が剥げてしまう状態にあります。
 - ⑥高齢者の血管はもろく、軽度の圧迫でも皮下出血がおこりやすい状態にあります。
- ※これらの事はご家庭でも起こり得ることですので、十分ご留意頂きますようお願い申し上げます。

1 4. ハラスメントについて

ご利用者やご家族等から職員に対するハラスメント行為があった場合、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

（「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に定義する、身体暴力（たたく、物を投げつける等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（手や腕をさわる、抱きしめる、あからさまに性的な話をする等）

令和 年 月 日

○本人（または代理人）

私は、重要事項説明書の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○説明者 所属事業所 JA ゆうハート 水口ヘルパーステーション

氏 名 _____ 印